

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営 事業者募集要項

令和3年6月

瀬戸内市こども・健康部こども政策課

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集要項

1 趣旨

瀬戸内市では、安心して子育てできるまちを目指し、保育需要の増加による子ども・子育て支援の質・量の不足、多様化する保育ニーズへの対応等を踏まえ、保護者の就労にかかわらず等しく質の高い教育・保育を提供するため、邑久小学校区に認定こども園を創設することとし、設置・運営事業者の公募・選定を行います。

2 応募資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとします。

- (1) 応募時点において、岡山県内で認可保育所又は認定こども園の良好な運営実績が5年以上ある社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 法人及び法人が現に運営している認可保育所又は認定こども園について、過去3年以内の監査・実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。
- (3) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好で、認定こども園の設置及び安定的な運営に必要な資力・信用・技術・意欲を有すること。
- (4) 本募集要項に係る施設設置・運営を自ら実施する事業者であること。
- (5) 民事再生法又は破産法等に基づく手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人及び代表者について、国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 役員等に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者
 - ② 懲役又は禁錮の刑に処され、その執行が終わらない者
 - ③ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘束され、又は起訴された者で、判決が確定にいたるまでの者
 - ④ 成年被後見人又は被保佐人もしくは未成年者
 - ⑤ 暴力団員等（瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号。以下条例という。）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ⑥ 自己、自法人若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 募集施設

- (1) 施設種別
幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項の規定による施設)
- (2) 定員設定
市全体の保育ニーズの受け皿としての役割及び就学前児童の教育部分利用のニーズの受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定子ども及び3号認定子ども（0歳児からの受入れ）の定員設定を必須とし、次表を参考に概ね90

名の認可定員とすることを基本とします。ただし、これを基本として他の定員を提示することを妨げるものではありません。

(参考)

子ども類型	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定子ども	—	—	—	5	5	5	15
2号認定子ども	—	—	—	15	15	15	45
3号認定子ども	6	12	12	—	—	—	30
合計	6	12	12	20	20	20	90

(3) 開園予定年月日

令和5年4月1日

(4) 開園までのスケジュール (予定)

- ・事業者の決定 令和3年8月下旬
- ・国交付金協議 令和3年10月
- ・国交付金内示 令和3年12月頃
- ・実施設計 交付金内示後
- ・施設整備着手 令和3年度中
- ・開園予定 令和5年4月

4 施設用地・建物の概要

瀬戸内市が所有する下記の土地・建物を使用することとし、瀬戸内市の財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例及び瀬戸内市公有財産規則に基づき、土地は貸付し、建物は譲渡することとします。なお、施設整備にあたっては、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）、岡山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（以下「県条例」という。）その他関係法令を順守することとします。

(1) 土地

所在地	瀬戸内市邑久町山田庄字月ノ木375番2、375番7、376番1、377番4、字半折田378番1、378番2、379番1、379番2（詳細は別添の集成図を参照してください。）
登記面積	5,873.05㎡
地目	宅地、雑種地
用途地域	都市計画区域外
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間は10年以上30年未満とします。なお、貸付期間は、市と協議のうえ、更新することができることとします。 ・貸付料は、年額とし、時価及び収益性、貸付条件、近隣地域又は類似施設の貸付料水準、今後の運営資金等を考慮して、設置・運営事業者が提案することとします。ただし、提案する貸付料は年額1,296,000円以上とします。なお、令和5年3月31日までは、準備期間として無償貸付とします。 ・貸付土地は、認定こども園等以外の用途には使用しないこととし

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付土地は、第三者に譲渡又は転貸しないこととします。 ・貸付土地へ駐車場、園庭等を整備することとし、造成及び維持管理に要する費用は設置・運営事業者の負担とします。 ・貸付土地は埋蔵文化財包含エリアです。整備の際には届出が必要となり、場合によっては調査が必要となります。 ・返還時には現状復旧することとします。ただし、市と協議した結果、その必要がないと市が認めた場合は、その限りではありません。
--	---

(2) 建物

構造	主たる建物：鉄骨造合金メッキ合板ぶき平家建 付属建物：木造合金メッキ合板ぶき平家建
登記面積	主たる建物：905.63㎡ 付属建物：13.24㎡
建築年	平成19年
建築設備	電気、給排水、換気、合併浄化槽103人槽
譲渡条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のまま譲渡することとし、設置・運営事業者の費用負担において、園舎に改修することとします。ただし、譲渡後、設置・運営事業者の費用負担において、現状建物を解体し、園舎を新築することを妨げるものではありません。 ・譲渡価格は<u>57,990,000円</u>とします。 ・譲渡した建物は、認定こども園等以外の用途には使用しないこととします。

(3) 施設整備補助金

施設整備に係る費用については、国交付金（保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金）の内示が受けられた場合に、瀬戸内市補助金等交付規則等に基づき補助します。ただし、当該補助金の交付については、瀬戸内市の予算成立を条件とします。

※ 3の(2)で提示している定員設定で補助金を算定した場合、国の交付金を含めた補助金の上限額は約219,000,000円となるので参考としてください。（園舎に改修した場合と、園舎を新築した場合では対象となる費用の範囲が異なります。詳しくは各交付金の交付要綱をご確認ください。）

5 運営に係る条件

(1) 法令順守

認定こども園法、基準省令、県条例、瀬戸内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を順守し、適正な施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施することとします。

(2) 開園日・開園時間

開園日は、月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）までとします。ただし、これを超えて

開園日を提示できることとします。また、1日11時間以上の開園とします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施

1時間以上の延長保育事業及び1号認定子どもに対する一時預かり事業を実施することとします。なお、その他の事業の実施については、設置・運営事業者が、第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ったうえで、自主的に提示できることとします。

(4) 職員等の配置

職員は市内在住の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有者を配置することに努め、園長は幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有者で、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者を配置することとします。ただし、園長は同等の資質を有する者も認めることとします。

(5) 給食

調理室を配置し、栄養士が作成する献立に基づき、全児童について自園調理による給食を提供することとします。また、食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこととします。調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、食育計画を作成し、食育を推進することとします。

(6) 特別な支援を要する児童及び保護者への対応

特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受け入れについては、市全体の入所調整等に協力することとします。

6 募集の実施

(1) 募集スケジュール

令和3年6月22日(火)	募集要項等の公表・配布
7月1日(木)	現地見学会
7月6日(火)	質問の受付期限
7月9日(金)	質問に対する回答の公表
7月16日(金)	応募申込書期限
8月2日(月)	提案書類受付開始
8月10日(火)	提案書類受付期限
8月下旬	選定委員会・事業予定者決定

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和3年6月22日(火)～8月10日(火)

② 配布方法

担当課窓口で配布するほか、市ホームページに掲載し、様式データ等をダウンロードできることとします。

(3) 現地見学会

① 開催日時

令和3年7月1日(木) 午前10時～午後0時

② 開催場所

瀬戸内市邑久町山田庄378番地1

③ 見学方法

自由に見学できることとします。(参加申込は不要です。説明はしません。)

(4) 質問の受付

① 受付期限

令和3年7月 6日(火)午後5時(必着。期限を過ぎた質問には回答しません。)

② 質問方法

質問書(別紙1)に質問内容を記載のうえ、FAXまたは電子メールにより送信してください。なお、送信後は必ず電話で着信確認の連絡をしてください。

(5) 質問に対する回答の公表

① 公表日時

令和3年7月 9日(金)午後3時

② 公表方法

市ホームページに掲載します。

(6) 応募申込

① 申込方法

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集に係る申込書(別紙2)に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送にて提出してください。

No.	添付書類
1	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書:3か月以内のもの)
2	所管庁による法人及び施設の指導監査結果及び改善報告書の写し(直近3年分)
3	決算報告書、事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録(直近3年度分)
4	国税及び地方税の納税証明書(法人及び代表者:直近年度分)

② 申込期限

令和3年7月16日(金)午後5時(必着)

(7) 提案書類の受付

① 受付期間

令和3年8月 2日(月)~8月10日(火)
午前8時30分~午後5時(土日及び祝日を除く)

② 受付方法

担当課窓口にて受付します。(郵送、FAX、電子メール等では受付しません。)

③ 提案書類等

No.	提出書類	様式
1	瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集に係る提案書類提出書	様式第1号
2	事業計画書	様式第2号
3	法人等調書	様式第3号
4	法人の定款又は寄附行為の写し	
5	役員等名簿及び誓約書	様式第4号

6	現在運営している施設の概要（要覧、入園のしおり、パンフレット等）	
7	事業収支予算書（開設から2年分）	
8	施設整備資金計画書	様式第5号

- ア 様式の指定がないものは、任意の形式とします。
- イ 提出部数は正本1部、副本8部とします。
- ウ 用紙サイズは原則としてA4とし、書類番号順に整理してください。
- エ 必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

④ 応募にあたっての留意事項

- ア 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- イ 受付された応募書類等の返却はしません。
- ウ 受付後に応募を辞退する場合は、審査開始までに辞退届（別紙3）を提出してください。
- エ 応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、設置・運営事業者の決定の公表時等に必要な場合には、応募書類等の内容を、応募者の承諾を受けたうえで、無償で使用できるものとします。
- オ 応募書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。
- カ 市は、応募書類等を本業務以外の目的で使用することはありません。

7 設置・運営事業者の選定及び決定

(1) 選定方法

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は非公表とします。選定委員会の審査に基づき候補者を選定し、市長が決定します。

(2) 選定の進め方

- ① 書類審査及びヒアリング審査に基づき、総合的に評価する審査を行います。
- ② ヒアリング審査の内容については次のとおりとします。
 - ア プレゼンテーション（応募者による提案説明） 30分
 - イ 選定委員との質疑応答 15分
- ③ 審査は、選定基準に基づき行います。
- ④ 選定委員会は、審査の結果、選定委員の総合評価点の平均値が最も高い事業者を第一候補者に選定します。ただし、第一候補者の総合評価点の平均値が基準に満たない場合は、事業者の選定は行いません。

(3) 選定基準

選定基準	配点
応募動機及び施設運営の考え方	9
幼児教育・保育の理念及び方針	6
幼児教育・保育の実施に係る具体的内容	27

施設整備計画及び資金計画の妥当性	40
幼児教育・保育の質向上に向けた取組	9
特別な支援を要する児童及び保護者への対応	3
保護者との信頼関係の構築及び子育て家庭への支援	9
地域子ども・子育て支援事業の実施	9
法人の財政状況の安定性及び施設の運営実績	8

(4) 選定結果

選定結果は、書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。なお、当該通知は他の応募者の名称は伏せて行うこととし、評価内容についての質問には回答しません。

(5) 留意事項

- ① 選定された事業者は、施設整備計画を策定し、地域の理解と協力が得られるように説明責任を果たすものとします。
- ② 応募の無効、選定の取消し
以下の場合は応募の無効、選定の取消しとするので注意してください。
 - ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合
 - ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合
 - エ 審査に関する不正行為があった場合
 - オ 選定後、計画内容について、市の許可なく変更を行った場合
 - カ 本選定に関わる選定委員会に接触があった場合

瀬戸内市子ども・健康部子ども政策課

〒701-4264

瀬戸内市長船町土師277番地4

TEL 0869-24-8015

FAX 0869-26-8002

e-mail kodomo@city.setouchi.lg.jp

URL <https://www.city.setouchi.lg.jp>